

## 勤務延長に関する規定（国公法第 81 条の 3）の検察官への適用について

人 事 院

1. 国公法における定年制度の導入以降、検察官の定年退職（退官）については、検察庁法第 22 条が国公法第 81 条の 2 第 1 項の「法律に別段の定めのある場合」に当たるものとして、勤務延長を含む国公法の定年制度全体が検察庁法により適用除外されていると解釈されてきたところ。

今般、法務省から示された、検察庁法が検察官の定年退職（退官）に関して国公法の特例を定めているのは定年年齢と退職時期に限られ、勤務延長（国公法第 81 条の 3）の規定は検察官にも適用されるという理解については、そのように検察庁法を解釈する余地もあることから、人事院として特に異論を申し上げない。

2. ただし、「注 2」については、「フルタイム再任用と短時間再任用とにかかわらず、再任用は検察官の職務の特殊性に鑑み適用になじまないことから、国公法第 81 条の 4 及び第 81 条の 5 は適用されないと解される」とすべきである。